**委任契約及び任意後見契約の契約書モデル（type B）**

平成　　年　　月　　日

第一　委任契約

（契約の趣旨）

第１条　委任者○○（以下、「甲」という。）は、受任者○○（以下、「乙」という。）に対し、平成○年○月○日、甲の生活、療養看護及び財産の管理に関する事務（以下「委任事務」という。）を委任し、乙はこれを受任する。

（任意後見契約との関係）

第２条　前条の委任契約（以下「本委任契約」という。）締結後、甲が精神上の障害により事理を弁識する能力が不十分な状況になったときは、乙は、家庭裁判所に対し、速やかに任意後見監督人の選任の請求をしなければならない。

２　本委任契約は、第二の任意後見契約につき任意後見監督人が選任され、同契約が効力を生じたときに終了する。

３　乙は、第１項の任意後見監督人選任の請求が適切な時機に行われるよう、適宜、甲と面接し又は電話等の手段により、甲の日常の生活状況及び健康状態の把握に努めなければならない。

４　乙は、前項により把握した甲の生活状況及び健康状態の概要につき、６か月を超えない一定の期間ごとに（なお、甲の事理を弁識する能力の低下が疑われるときは直ちに）、乙が所属する公益社団法人成年後見支援センターヒルフェ（以下「ヒルフェ」という。）に報告するものとし、甲はこれを承諾する。

５　乙は、第１項の任意後見監督人選任の請求に関しては、甲の意思を尊重するとともに、ヒルフェの指導・支援を受け、その意見を十分に考慮するものとする。

（委任事務の範囲）

第３条　甲は、乙に対し、別紙代理権目録（委任契約に関する代理権目録）記載の委任事務（以下「本件委任事務」という。）を委任し、その事務処理のための代理権を付与する。

（証書等の引渡し等）

第４条　甲は、乙に対し、本件委任事務の処理のために必要と認める範囲で、適宜の時期に、次の証書等及びこれらに準ずるものを引き渡す。

　　　①・・・

　　　②・・・（以下、具体的に記載）

２ 乙は、前項の証書等の引渡しを受けたときは、甲に対し預り証を交付し、証書等を保管するとと

もに本件委任事務の処理のために使用することができる。

（費用の負担）

第５条　乙が本件委任事務を処理するために必要な費用は、甲の負担とし、乙は、その管理する甲の財産からこれを支出することができる。

（報酬）

第６条　甲は、乙に対し、本件委任事務に対する報酬として、毎月末日限り金○○円を支払うものとする。

２　本件委任事務が、非日常業務に該当した場合の報酬、個別の委任に基づく不動産の売却処分、訴訟行為、その他通常の財産管理事務の範囲を超えた場合の報酬については、その都度、甲は、乙に対し、あらかじめ甲と乙が協議し書面で定めた額を支払うものとする。

３　乙は、前各項の報酬については、その管理する甲の財産からその支払を受けることができる。

（報告）

第７条　乙は、甲及びヒルフェに対し、６か月を超えない一定の期間ごとに本件委任事務の処理状況につき、報告書等を提出して報告するものとする。

２　甲及びヒルフェは、乙に対し、いつでも委任事務の処理状況につき、報告を求めることができる。

３　乙は、甲及びヒルフェから委任事務の処理状況につき報告を求められたときは、速やかに報告書等を提出して報告するものとする。

（契約の変更）

第８条　本件委任契約に定める代理権の範囲を変更する契約は、公正証書によってするものとする。

（契約の解除）

第９条　甲及び乙は、いつでも、本委任契約を解除することができる。ただし、解除は公証人の認証を受けた書面によってしなければならない。

（契約の終了）

第１０条　本委任契約は、第２条第２項に定める場合のほか、次の場合に終了する。

　　（１）甲又は乙が、死亡し又は破産手続開始決定を受けたとき

　　（２）乙が後見開始の審判を受けたとき

　　（３）本委任契約が公証人の認証した書面によって解除されたとき

（守秘義務）

第１１条　乙は、本委任契約に関し知り得た甲の秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしてはならない。但し、第２条第４項のヒルフェへの報告及び同条第５項のヒルフェの指導・支援を受ける場合を除く。

＊第３条の代理権目録について、甲の財産処分を委任事務として

代理権目録に記載することはできません。

第二　任意後見契約

（契約の趣旨）

第１条　甲は、乙に対し、平成○年○月○日、任意後見契約に関する法律に基づき、精神上の障害により事理を弁識する能力が不十分な状況における甲の生活、療養看護及び財産の管理に関する事務（以下「後見事務」という。）を委任し乙はこれを受任する。

（契約の発効）

第２条　前条の任意後見契約（以下「本任意後見契約」という。）は、任意後見監督人が選任されたときからその効力を生じる。

２　本任意後見契約締結後、甲が精神上の障害により事理を弁識する能力が不十分な状況になったときは、乙は、家庭裁判所に対し、速やかに任意後見監督人選任の請求をしなければならない。

３　乙は、第２項の任意後見監督人選任の請求に関しては、甲の意思を尊重するとともに、乙が所属する公益社団法人成年後見支援センターヒルフェの指導・支援を受け、その意見を十分に考慮するものとする。

４　本任意後見契約の効力発生後における甲と乙との間の法律関係については、任意後見契約に関する法律及び本契約に定めるものの他、民法の規定に従う。

（後見事務の範囲）

第３条　甲は、乙に対し、別紙代理権目録（任意後見契約に関する代理権目録及び同意を要する旨の特約目録）記載の後見事務（以下「本件後見事務」という。）を委任し、その事務処理のための代理権を付与する。

２　乙は、別紙同意を要する特約目録記載の行為を行うには、個別に任意後見監督人の書面による同意を要する。

（身上配慮の責務）

第４条　乙は、本件後見事務の処理にあたっては、甲の意思を尊重し、かつ、甲の身上に配慮するものとし、その事務処理のために、月１回程度を基準として甲と面接し、ヘルパー等の日常生活援助者から甲の状況の報告を求め、主治医その他医療関係者から甲の心身の状況につき説明を受けることなどにより、甲の生活状況及び健康状態の把握に努めるものとする。

（証書等の保管等）

第５条　乙は、本件後見事務の処理のために必要な次の証書等及びこれらに準ずるものの引渡しを受けたときは、甲に対し、その明細及び保管方法を記載した預り証を交付する。

　　①・・・

　　②・・・（以下に、具体的に記載する。）

２　乙は、本任意後見契約の効力発生後、甲以外の者が前項記載の証書等を占有所持しているときは、それらの者からその証書等の引渡しを受けて、これを自ら保管することができる。

３　乙は、本件後見事務を処理するために必要な範囲で前記の証書等を使用するほか、甲宛の郵便物その他の通信を受領し、本件後見事務に関連すると思われるものを開封することができる。

（費用の負担）

第６条　乙が本件後見事務を処理するために必要な費用は、甲の負担とし、乙は、その管理する甲の財産からこれを支出することができる。

（報酬）

第７条　甲は、本任意後見契約の効力発生後、乙に対し、本件後見事務の日常業務に対する報酬として、毎月末日限り金○○円を支払うものとし、乙は、その管理する甲の財産からその支払いを受けることができる。

２　前項の報酬額が、次の事由により不相当となった場合には、甲及び乙は、任意後見監督人と協議の上、これを変更することができる。

1. 甲の生活状況又は健康状態の変化
2. 経済情勢の変化
3. その他現行報酬額を不相当とする特段の事情の発生

３　前項の場合において、甲がその意思を表示することができない状況にあるときは、乙は、甲を代表する任意後見監督人との合意により、これを変更することができる。

４　第２項の変更契約は、公正証書によってしなければならない。

５　本件後見事務が、非日常業務に該当した場合には、甲は乙に対し、第１項の報酬とは別に報酬を支払う。この場合の報酬額は、甲と乙が任意後見監督人と協議の上これを定める。甲がその意思を表示することができないときは、第３項を準用する。

（報告）

第８条　乙は、甲及び任意後見監督人に対し、６か月を超えない一定の期間ごとに、本件後見事務に関する次の事項について書面で報告する。

1. 乙の管理する甲の財産の管理状況
2. 甲を代理して取得又は処分した財産の内容、その時期、理由、相手方
3. 甲の身上監護につき行った措置
4. 甲を代理して受領した金銭及び支払った金銭の状況
5. 費用の支出及び支出した時期、理由、相手方
6. 報酬の収受

２　乙は、甲又は任意後見監督人の要請があるときは、いつでも速やかにその求められた事項につき報告する。

（契約の解除）

第９条　甲又は乙は、任意後見監督人が選任されるまでの間は、いつでも公証人の認証を受けた書面によって、本契約を解除することができる。この場合、第一の委任契約についても解除するものとする。

２　甲又は乙は、任意後見監督人が選任された後は、正当な事由がある場合に限り、家庭裁判所の許可を得て、本契約を解除することができる。

（契約の終了）

第１０条　本任意後見契約は、次の場合に終了する。

1. 甲又は乙が、死亡し又は破産手続開始決定を受けたとき
2. 乙が後見開始の審判を受け、又は任意後見人を解任されたとき
3. 甲が任意後見監督人選任後に法定後見（後見・保佐・補助）開始の審判を受けたとき
4. 本任意後見契約が解除されたとき

２　任意後見監督人が選任された後に前項各号の事由が生じた場合、甲又は乙は、速やかにその旨を任意後見監督人に通知するものとする。

３　任意後見監督人が選任された後に第１項各号の事由が生じた場合、甲又は乙は、速やかに任意後見契約の終了の登記を申請しなければならない。

（守秘義務）

第１１条　乙は、本任意後見契約に関し知り得た甲の秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしてはならない。但し、第２条第３項のヒルフェの指導・支援を受ける場合を除く。

（別紙）「報告に関する特約」

**任意後見事務の報告に関する特約**

　平成　　　年　　　月　　　日

　　　　　　　　　　　　委任者（甲）　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名

　　　　　　　　　　　　受任者（乙）　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名

　平成○○年○○月○○日に甲と乙が締結した任意後見契約（以下「本契約」という。）に関し、家庭裁判所より任意後見監督人が選任された後に、乙が行う後見事務の報告については、以下の定めによることとします。

（報告の目的）

1. この任意後見事務の報告に関する特約（以下「本特約」という。）は、乙と乙が所属する

注１）公益社団法人成年後見支援センターヒルフェ（以下「ヒルフェ」という。）の指導・支援を受けることにより、本契約に基づく後見事務が適切に行われるようにすることを目的としています。

（第三者への報告）

第２条　乙は、本契約「第二任意後見契約第８条」記載の報告を、ヒルフェに対しても行います。

（報告の要請への対応）

第３条　乙は、ヒルフェから要請があるときは、その求められた事項につき、速やかに報告します。

（本特約の解除）

第４条　甲又は任意後見監督人は、事前に乙にその旨を通知することにより、本特約を解除することができます。

　２　　前項の通知は、やむを得ない場合を除き、文書によるものとします。

　３　　乙が甲又は任意後見監督人から解除の通知を受け取った場合は、速やかにその旨をヒルフェに報告するものとします。

以上注１）報告先の団体について

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 報告先 | 団体名称 | 公益社団法人成年後見支援センターヒルフェ |
| 所在地・連絡先 | 〒153-0042東京都目黒区青葉台３―１―６ 行政書士会館内電話　03-3476-5131　Fax　03-3476-5137 |